

# 介護予防支援重要事項説明書

亀岡市地域包括支援センター あゆみ介護予防支援事業者

かいごよぼうしえんじゅうようじょこうせつめいしょ  
介護予防支援重要事項説明書

かめおかしちいきほうかつしえんせんたー      かいごよぼうしえんじぎょうしゃ  
亀岡市地域包括支援センター      あゆみ介護予防支援事業者

1. かいごよぼう      けいかく      もと      りよう      かく  
介護予防サービス計画に基づいてご利用いただいている各サービスについて  
そうだん      きぼう      くじょう      まどぐち      もうしで      かく      よぼう  
での相談、ご希望、苦情などは、下の窓口までお申し出ください。各介護予防サ  
サービス事業所等ときめ細かく連絡をとりあい、さつきゅう      てきせつ      たいおう  
早急に適切な対応します。

かめおかしちいきほうかつしえんせんたー  
亀岡市地域包括支援センター      あゆみ

くじょううけつけまどぐち      たんとうしゃ  
○ 苦情受付窓口 (担当者)

かいごよぼうしえんじえんじぎょうしゃ      ちよう      まつもと      よしのり  
[介護予防支援事業者      センター長      松本      善則]

じょうき      たんとうしゃふざい      ばあい      たいおう      しょくいん      うけたまわります  
\*上記の担当者不在の場合は、対応した職員が承ります。

でん      わ  
○ 電話      0771-25-3841

えいぎょうじかん      ごぜん      ご      ご  
営業時間      午前8:30~午後5:00まで

えいぎょうび      げつ      どようび  
営業日      月~土曜日

ねんまつねんし      やすみ  
年末年始 (12/29~1/3) 休み

とうじぎょうしよいがい か き くじょうそうだんまどぐち そうだん  
・当事業所以外に、下記の苦情相談窓口にもご相談  
いただけます。

かめおかしやくしよこうれいふくしか  
・亀岡市役所高齢福祉課

でんわ  
電話 0771-25-5182

きょうとふこくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい  
・京都府国民健康保険団体連合会

でんわ  
電話：075-354-9090

きょうとふなんたんほけんしよ  
・京都府南丹保健所

でんわ  
電話：0771-62-4751

## 2. 亀岡市地域包括支援センター あゆみの概要

### 介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

名称	亀岡市地域包括支援センター あゆみ
所在地	〒621-0826 亀岡市篠町篠下中筋45番地の3
代表者名	井内 邦典
介護予防支援事業者指定番号	2601600030
電話番号	(0771) 25-3841
サービスを提供する地域	篠町、東つつじヶ丘、東別院町、西別院町、 曾我部町

### 介護予防支援事業者の職員体制

職員体制	主任介護支援専門員 (管理者)	常勤	1名
	社会福祉士	常勤	1名
	看護師	常勤	1名
	介護支援専門員	常勤 非常勤	1名 1名

## 3. 運営の方針

- ご利用者が介護が必要な状態になられても、できる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるようお手伝いします。
- ご利用者が介護を必要な状態になることを予防するための健康増進や、介護が必要な状態となられても介護サービスを利用して自立した生活

おく せいかつきのう いじ こうじょう もと  
が送れるよう生活機能の維持と向上を求めます。

(3) ご利用者がお持ちの生活機能を損なわないよう「できることはできる限り  
自分でする」ことを常に考えた援助をします。

(4) ご利用者自身がどのようになりたいかを一緒に考えご利用者が意欲を持つ  
て目標の達成ができるよう援助します。

(5) ご利用者の要介護認定や要支援認定のための申請を、ご利用者のご希望を  
うかがいながらお手伝いをします。また、申請がお済みかどうかを確かめ、  
必要であれば申請をお手伝いします。

(6) ご利用者のご様子や、環境などに応じて、適切なサービスを選ばれるよ  
う支援し、ご利用者にあった保健医療サービスや福祉サービスが地域や  
事業者から総合的に効果的に得られるように配慮します。

(7) ご利用者の意思と人格を尊重し、いつもご利用者の立場に立ってご利用者  
に提供されるサービスの種類や利用する事業者に偏りのないよう気を  
つけます。

#### 4. 介護予防支援の実施概要

\*要介護認定申請の代行: 要介護(要支援)認定を受ける為の申請をご利用者に  
代わって行います。

\*訪問: 状態を把握する為の訪問を行います。

\*介護予防サービス計画作成の支援: 介護保険サービス等をご利用いただくため  
の計画をご利用者やご家族と一緒につくります。

\*経過観察・再評価: サービスが使われてからのご様子をお伺いし、必要があ

ればサービスの見直しを行います。

\***給付管理**：事業所が行ったサービスを確認し、正しく保険請求されるように管理をします。

\***相談苦情の対応**：毎日の生活での困りごとの相談をお受けしたり、利用されている介護予防サービスに対する苦情をお伺いし解決のお手伝いをします。

## 5. 介護予防支援事業の提供方法

\* **ご利用者の相談を受ける場所**：相談者宅、当センター及び電話

\* **サービス担当者会議の開催場所**：当センター、相談者宅、主治医の医療機関  
または、サービス提供事業所

\* **亀岡市地域包括支援センター職員**の居宅訪問頻度：随時

## 6. 料金

介護予防支援利用料は、介護予防支援重要事項説明書・契約書・別紙のとおりです。いずれも、介護保険の給付が支払われる場合、ご利用者の自己負担はありません。契約後、介護予防サービス計画を作る途中で、ご利用者の御都合により解約した場合の解約料もいたしません。

## 7. 秘密保持

サービス提供をする上で、知ったご利用者やそのご家族に関する秘密を第三者に漏らしません。また、サービス担当者会議において情報を使う場合も、予め

同意を得ない限り、ご利用者、ご利用者の家族の情報を  
用いません。また、この秘密保持は、契約終了後及び職員  
の退職後も同様に守ります。

## 8. 事故等の対応について

事故や苦情にたいしては、事故がおきないように日ごろから注意するだけでなく、もし事故がおきてしまったときを  
考えて「事故対応マニュアル」「相談苦情対応マニュアル」をつくり、適切な対応ができるよう心がけています。また、事故などにそなえ保険にも加入しています。

介護予防支援サービス担当者

氏名

担当者の変更をご希望の方は、ご遠慮なくお申し出ください。後任者については、責任を持って引き継がさせていただきます。

**\* 当事業所の方針としまして、お心遣いなど一切ご遠慮させていただきます。**

かいごよぼうしえん ていきょうかいし りようしゃ たいし けいやくしょおよ ほんしよめん もと  
介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、

じゅうよう じこう せつめい  
重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

事業者名称 かめおかしちいきほうかつしえん  
亀岡市地域包括支援センター あゆみ 印

事業所住所 かめおかししのちょうしのしもなかすじ ばんち  
亀岡市篠町篠下中筋45番地の3

説明者氏名 印

わたし けいやくしょおよ ほんしよめん じぎょうしゃ かいごよぼうしえん じゅうようじこう  
私は、契約書及び本書面により、事業者から介護予防支援についての重要事項

せつめい う りょうしょう こうふ うけ  
の説明を受け了承し、交付を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印



# 個人情報こじんじょうほうの使用しようにかかわる同意書どういしょ

以下い か さだに定める条件じょうけんのとおり、私わたし（利用者りようしゃ）および代理人だいにんは亀岡市地域包括支援センターかめおかしちいきほうかつしえん あゆみが私わたしと代理人だいにん、家族かぞくの個人情報こじんじょうほうを下したに記す利用目的りようもくてきでの必要最低限ひつようさいていげんでの使用しよう、提供ていきょう、または収集しゅうしゅうすることに同意どういします。

## 1. 利用期間りようきかん

介護予防サービスかいごよぼうに必要な期間ひつよう きかん又は契約期間けいやくきかんに準じゆんじます。

## 2. 利用目的りようもくてき

- (1) 要介護認定ようかいごにんてい(要支援認定ようしえんにんてい)の申請しんせいおよび更新こうしん、区分変更申請くぶんへんこうしんせいのため。
- (2) 利用者りようしゃにかかわる介護予防サービス計画作成かいごよぼう けいかくさくせいとサービス提供ていきょうのため  
のサービス担当者会議たんとうしゃかいぎの情報収集じょうほうしゅうしゅうのため。
- (3) 医療機関いりょうきかん、福祉事業者ふくじじぎょうしゃ、介護支援専門員かいごしえんせんもんいん、保健師ほけんし(看護師かんごし)、社会福祉士しゃかいふくしし、介護サービス事業者かいごサービスじぎょうしゃ、自治体じちたい(保険者ほけんしゃ)その他社会福祉団体等たとの連絡調整れんらくちょうせいのため。
- (4) 利用者りようしゃが医療サービスいりょうの利用りようを希望きぼうしている場合ばあいおよび主治医等しゅじいなどの意見いけんを求めもとる必要がある場合ひつよう ばあい。
- (5) 利用者りようしゃの利用するサービス事業所内りよう じぎょうしょないでの事例検討会じれいけんとうかいなどのため。
- (6) 行政ぎょうせいの開催かいさいする評価会議ひょうかかいぎ、サービス担当者会議たんとうしゃかいぎ。
- (7) その他サービス提供た ていきょうのために必要な場合ひつよう ばあい。
- (8) 上の各号うえ かくごうにかかわらない、緊急連絡きんきゅうれんらくが必要な場合ひつよう ばあい。

(9) 介護予防支援契約書 第17条 における業務委託を行う場合、  
受託居宅介護支援事業者に対するおよび介護予防小規模多機能型居宅介護  
事業所へ移行された場合の情報提供。

### 3. 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供にかかわる目的以外に  
は使用しない。また利用者とサービス利用にかかわる契約の締結前より契約  
終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を利用した会議の内容や出席者について経過を記録し請求があ  
れば開示する。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

続柄